

マイナス金利の論点分析で、 現金の保管コストを考慮しない？

— ASBJ、退職給付専門委

去る6月26日、企業会計基準

委員会第89回退職給付専門委員会を開催した。今回は前回(2017年6月10日号(No.1481)情報フラッシュ参照)に引き続き、マイナス金利の会計上の論点対応が検討された。主な審議事項は次のとおり。

論点の分析における前提

事務局より、実務対応報告34号で取り扱われている3つの論点を分析するにあたっての前提が次のとおり示された。

現金の保管コストに関連して、現状、当座預金の保管コストはゼロと考えられる。今後のマイナス金利の水準を予測することは困難で、預金にマイナス金利が付されるような状況を考慮することは容易でなく、現金の保管コストは考慮しない。

ただし、複数の専門委員から、「論点の分析において、大きな制約になるため、前提を置かないほうがよい」との意見が聞かれた。

前提を踏まえた論点の分析

(1) マイナス金利の状況下における信用リスクフリーレート(金銭的時間価値)

この論点については、「①金銭的時間価値はゼロ」、「②金銭的時間価値は利回りがマイナスである状況では、マイナス」という2つの見解がある。前回の専門委員会で聞かれたこの2つの見解に対する主な反対意見について、事務局の分析が示された。

①に反対する意見

・仮に年金制度がある制度を前提とした場合、当該制度において掛金の設定の際には割引計算をしているので、運用収益を得る目的である年金資産については現金を保有し続けるのではなく、その目的のためにマイナス利回りの資産に投資することもあり得る。

分析：傍線部は、運用収益の実現を目指して実質的にプラスの利回りの資産に投資することを意味すると考えられ、ゼロ以上のリターンを稼得することを想定している①と矛盾しない。

い。

①に反対する意見

・現金をある程度大量に保有する場合、相当程度のコストがかかるというのが市場のコンセンサスであり、当該コストの範囲内でマイナスの利回りが許容されていると考えられる。実際にマイナスの利回りが市場で観察されていることを考えると、①は市場取引における債券価格と整合していない。

②に反対する意見

・マイナスの利回りの資産に投資することは理論的には考え得るが、説明責任を果たすことができず、現実的には当該資産に投資することは起こり得ない。

分析：実際には、マイナスの利回りの金融商品が発行されるとともに、マイナスの利回りの金融商品への投資が行われ、市場においてマイナスの利回りが成立している点を勘案すると、必ずしも②を否定しない。

(2) 退職給付債務の算定額(企業固有の見積りの反映の要否)

事務局より、負債の評価の観点に焦点を当てて、次のように

論点の整理がなされた。

① 企業が債務を自ら履行する場合、負債の算定額は一般的に、「企業固有の見積りを反映させる方法」に分類されると考えられ、具体的には、「自ら履行することにより流出する資源の評価時点における金額を算定する。」

② 当該金額の割引計算にあたっては、当該債務の支払日と同一の償還期限の債券(負債)を発行する場合の利回りを基礎として割引率を設定する。

③ 「自ら履行することにより流出する資源の評価時点における金額」の算定額は、「市場において取引される債券の利回りを参照して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算出される金額」と「将来のキャッシュ・フローの合計金額」のいずれか低いほうの金額になると考えられる(割引率についてマイナスの利回りを利用する場合、③の内容とは整合しない)。

(3) 退職給付債務の評価と年金資産の評価の関係

前回の専門委員会では、「退職給付債務は割引計算により貸借対照表価額を計算する一方で、年金資産を時価で評価することとしており、時価評価を行う金融資産および負債と退職給付債務が異なるものであるため、退職給付債務の計算と年金資産の評価を関連づけることに違和感がある」との意見が聞かれた。

これに対して事務局は、退職給付債務の割引率・測定のある方に関連する可能性があるものの、これらは今回検討を行うことを想定していないとした。

収益認識基準、2018年4月からの早期適用も認める

ASBJ

去る6月30日、企業会計基準委員会は第363回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

収益認識

(1) 適用時期
前回の親委員会では、原則適

用の時期を「平成33年(2021年)4月1日以後開始する連結会計年度(事業年度)の期首」からとしたうえで、「平成30年(2018年)12月31日以後終了する連結会計年度(事業年度)の年度末に係る連結財務諸表(個

別財務諸表」からの早期適用を認めることとされていた。

しかし、その後の収益認識専門委員会では、「3月決算企業が、平成30年4月から早期適用できるようにしたほうがよい」との意見が聞かれた。

そこで規定を追加し、「平成30年4月1日以後開始する連結会計年度(事業年度)の期首」から早期適用することも認めることとされた(前回提案された早期適用の方法も認められている)。

(2) 経過措置

前回の親委員会では、IFRSまたは米国会計基準を連結財務諸表に適用している企業が、新基準を個別財務諸表に適用する場合には、IFRS15号またはトピック606のいずれかの経過措置の規定を適用することができる旨を規定することとされていた。

しかし、その後の収益認識専門委員会では、「IFRSまたは米国会計基準を連結財務諸表に適用している企業の連結子会社の個別財務諸表においても、当該定めを適用できることとしてはどうか」との意見が聞かれた。そこで、当該連結子会社も対象に含めるよう修正することとされた。

(3) 今後の見込み

新基準案の大枠は固まりつつあり、収益認識専門委員会でも再度審議したうえで、次回の親委

員会で公表議決し、7月中に公表される見込み。

仮想通貨に係る会計上の取扱

第105回実務対応専門委員会での議論(2017年7月10日号(No.1484)情報フラッシュ参照)を踏まえ、審議が行われた。

(1) 対象とする仮想通貨の範囲
「資金決済法上のすべての仮想通貨」を基準開発の対象とするという事務局案に対し、おおむね賛成する意見が聞かれた。

(2) 取り扱う項目の範囲
「仮想通貨交換業者における仮想通貨の売却損益の認識時点」については一律の判断基準を設けないという事務局案に対し、専門委員会と同様に、「一定の判断基準は設けるべき」という意見が聞かれた。

(3) 顧客からの預かり資産(仮想通貨)の会計処理
事務局案は、次のとおり。

- ① 顧客から預かった仮想通貨を仮想通貨交換業者の貸借対照表に計上するとともに、対応する同額の負債を計上する。
- ② 顧客から預かった仮想通貨に係る資産および負債の期末評価は、自己の固有財産である仮想通貨と同様の評価を行う。

これに対し、「IFRSで考えるとどうなるかも検討してもらいたい。将来IASBが検討する

2000年以降、会計ルールは年々難しくなり、経理などの管理業務を1人で適切に対応することは困難となってきた。

そこで大切になるのが「役割分担」である。得意分野ないし専門分野ごとに担当を決め、組織として最高の業務(サービス)の提供を行うのである。

役割分担といっても、責任者は、ある事項を知見のある担当者に丸投げするのではなく、その担当者の見解のポイントを理解しておく必要がある。自らも一定の理解をしているからこそ全体感をもって判断できるのであり、それが報告先(顧客)からの信頼感につながるのである。

先日、ある中堅監査法人の理事長が「自立と連携」の重要性を強調していた。「役割分担」は自分の分担以外を他人任せにする

と解釈されることもあるので、まず「自立」したうえで「連携」する、という表現のほうがよりのを射ているのかもしれない。役割分担がうまく機能するかどうかは当事者間の信頼関係に大きく依存する。信頼関係を構築するには、まず自分の専門性を高め、その役割を責任をもって遂行することが必要だ。時として間違いが起きることもあるが、その時はしっかりと謝罪し、逃げずに対応することが信頼関

係につながる。また、連携する相手に対して敬意を持つて行動することが大切だ。

時々、この会社(あるいはチーム)と競争したら、とても敵わない、と感じることがある。そのような会社に共通して見えるのは、責任者(リーダー)がメンバーを信頼し、自主性を重んじていることだ。そしてメンバーもリーダーを尊敬し、それぞれが積極的に行動しているのである。やはり「信



頼関係」は役割分担をするうえでのキーワードである。

管理部門が現場から信頼されていると、問題が大きくなる前に相談が来るものだ。ただ現実には、営業(現場)部門は管理部門に対して「堅すぎる」、「実務がわかっていない」とい

い、逆に管理部門は「勉強が足りない」ということもある。1人の能力と時間に限界があるから役割分担をしているわけで、どちらが欠けても組織と

してはうまく機能しない。お互いに「認め合う」文化が大切だ。役割分担には、専門領域による分担のほか、それぞれの個性・直感的に行動する人、リスクを取る人(積極派)、物事を批判的に考えることができる人(慎重派)、雰囲気づくりが得意な人(盛り上げ役)、人脈づくりがうまい人(なぜか多くの情報を持っている人)、あえて嫌われ役を引き受ける人…。どの組織でも、これらのタイプに当てはまる人がいて、誰かの顔が思い浮かぶのではないだろうか。

このような多様な人たちが集まり、成果を上げるには、その個性を「認め合う」ことが必要である。責任者(リーダー)は、全員が自由に発言できるように雰囲気づくりを力を入れ、メンバーの個性を十分活かすことが大切だ。個性が有機的に結合し、多面的な議論が活発に行われれば、成果を上げられる確率が格段に上がる。

私の経験では、お互いの個性を「認め合う」チームは、不思議と笑顔が絶えないし、面白い仕事ができる。これからもさまざまなタイプの人と面白い仕事をたくさんできたらと思う。(会計・監査リサーチセンター)

場合に、重要な差異が生じないほうがよい」との声が聞かれた。
 (4) 仮想通貨の期末評価
 事務局案は、次のとおり。

- ① 活発な市場が存在する場合
 は、時価に基づく価額をもって
 貸借対照表価額とし、帳簿価額
 との差額(評価差額)は当期の
 損益として処理する方法が適
 合的。
- ② 活発な市場が存在しない場
 合は、①の方法が必ずしも適合

有用な業績指標はEBITか 営業利益か

会計

去る6月27日、企業会計基準
 委員会は第2回ディスクロー
 ジャー専門委員会を開催した。
 前回に引き続き、IASBの
 ディスカッション・ペーパー「開
 示に関する取組み―開示原則」
 (以下、「DP」という)について
 審議が行われた。

第4章・情報の記載場所

DPでは、IFRS基準に準
 拠するために必要な情報が次の
 要件を満たす場合、財務諸表の
 外で提供することができることさ
 れている。

- ① 年次報告書のなかで提供さ
 れる。
- ② 財務諸表の外に記載するこ

的ではない。他の評価基準、た
 とえば、取得原価基準に基づ
 き、減損の可否を検討すべき。

これに対し、「FVPLと原価
 法+減損という組み合わせは賛成
 だが、原価法+減損を原則とす
 べき」との意見が聞かれた。一
 方、「活発の定義も難しい」との
 声もあり、「どちらを原則とする
 かは、定義のしやすさも考慮し
 て検討する形でよいのでは」と
 の意見もある。

とにより、年次報告書全体の理
 解可能性が高まり、財務諸表が
 依然として理解可能で、情報が
 忠実に表現される。
 ③ 財務諸表において行われてい
 る相互参照(クロスリファレン
 ス)によって、明瞭に識別され、
 財務諸表に組み込まれている。

第6章・会計方針の開示

事務局による分析の結果、財務
 諸表の外で提供する場合に「財
 務諸表が含まれる、同の文書の
 なかで提供する」方法によるべき
 との考え方が示された。そうす
 ると、「相互参照を過度に使用し
 た場合、財務諸表が断片的で理
 解困難となる可能性がある」とい
 う懸念は限定的となり、有用な

情報を不明確にしない限り、相互
 参照は認められると考えられる。

業績指標の使用

また、「年次報告書(annual
 report)」は、法域によって異な
 る文書を意味することもあるた
 め、「財務諸表を含んだ単独の文
 書」など原則主義的な表現を使
 用すべきとの考え方も示された。
 ⑤ 業績指標の使用
 DPでは、財務業績計算書の
 小計としてEBITおよびEB
 ITDAを表示することについ
 て検討が行われている。
 事務局からは、IASBが業
 績指標を導入することに賛成す
 るとの方向性が示された。
 専門委員からは、「EBITを
 導入するのはよいが、営業利益
 も必要」、「営業利益の定義が難
 しいから妥協してEBIT、と
 いうことになるようであれば反
 対」、「営業利益の定義が難しい
 のはわかる。業種特性を踏まえ
 た規定ぶりとするのも1案」な
 どの意見が聞かれた。

DPでは、会計方針を3つのカ
 テゴリーに分類し、開示の可否に
 ついて、図表のように示している。
 事務局による分析の結果、開
 示の可否を変更(図表参照)した
 うえて、カテゴリ1~3とは
 別に、「報告企業に関する情報」
 の開示が必要であることを明確
 にすべきとの考えが示された。

(図表) 会計方針の開示

使用基準	重要性 基準	有用性 基準	カテゴリー 区分	開示の要否	
				DP	ASBJ事務局
財務諸表 を作成する 際に使用し ている	重要な項 目等に関 連	財務諸表 の理解に 常に必要	カテゴリー1	必要	IFRS基準の内容 ：原則として 開示すべきで ない(カテゴ リー1を除く)
		財務諸表 の理解に 必要	カテゴリー2		
	重要でない項目等 に関連	カテゴリー3	必要 でない	原則として開示 すべきでない	
財務諸表を作成する際に使用されていない			—	禁止	禁止

経理用語の豆知識



連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理

在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準または米国会計基準に準拠して作成されている場合等においては、当面の間、連結決算手続上利用することができることとされている。平成29年3月29日付けで実務対応報告18号が改正され、指定国際会計基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している国内子会社等を本実務対応報告の対象範囲に含めることとされた。また、企業会計基準委員会が公表した「修正国際基準」を国内子会社が適用する場合に関しても対象範囲に含めることとされた。

ただし、のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理、投資不動産の時価評価および固定資産の再評価に関しては、当該修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当該在外子会社等の会計処理を修正しなければならないとされている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年6月26日	「監査報告書の透明化」について	金融庁	監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載する「監査報告書の透明化」について、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(平成28年3月8日公表)を踏まえ、関係者の意見を取りまとめたもの。 http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170626.html	—
2017年6月27日	移転価格文書化制度に関する個別照会について	国税庁	「ローカルファイル」の作成等を支援し、企業の税務コンプライアンスの維持・向上を図るために、平成29年7月から個別照会の相談窓口を設置したことを紹介。 http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/h29iten-kakakubunshyoka.pdf	—

金融

消費者物価指数と家計調査にみる金融政策の限界

5月の全国消費者物価指数が総務省から発表された。総合指数と生鮮食品を除く総合指数は、前年同月比0.4%の上昇だったが、生鮮食品およびエネルギーを除く総合指数では前年同月比で変わらず、依然として日銀が2013年に2年で達成すると宣言した物価上昇率2%には4年経過した今でも程遠い状況に変わりはない。

これと別に日銀は2016年より、独自に算定されたインフレ率(いわゆる「コア指標」)を、総務省の消費者物価指数公表後に公表している。これは、2015年末までに原油価格が1バレル20ドル台まで大きく下落していった時点で、原油価格の物価上昇率に及ぼすマイナスの影響を排除し、総務省の物価指数を実質的に上方修正することを狙ったものと考えられる。ただ2016年より原油価格はやや上昇に転じたため、過去1年では、この日銀の指標は前年同月比でおおむね0%、0.3%程度で推移し、逆に総務省のコア指数のほうがやや大きくなっている。

また、同時期の家計調査で

は、前年同月比の実質値でマイナス0.1%、住居・自動車購入等を除いた実質値ではマイナス0.8%となり、直近の1年ではおおむねマイナスで推移している。項目別にみると、自動車購入や家庭用耐久財が増えてる反面、外食や衣料費などが落ち込んでいる状況だ。消費意欲の広がりを感じられる状況とはいえない。このように、原油価格の下落を日銀の物価上昇目

標に届かない理由にしてきた黒田日銀総裁の主張が揺らいでいる状況で、物価が上昇しないのは、輸入物価が理由ではなく、国内の消費需要の落ち込みが原因だ。

そうしたなか、日銀の次の手が注目されている。これまでの延長線で考えれば、市中銀行向けに設定しているマイナス金利を深掘りするくらいだが、銀行収益への悪影響を考えれば難しい面がある。インフレ抑制のブレーキではなくデフレ克服のアクセルは、金融政策単独では無理である。財政政策の出番を期待せざるを得ない。

して来た。そのため、今後の政治スケジュールは想定と変わってくる可能性が強くなってくる。

選挙結果が判明した直後の株式市場は、日銀短観の発表も重なったが、短観の内容が悪くなかったことに加え、選挙の前々日に少し目立つ下げとなっていたためか、わずかな変動にとどまった。日銀短観が自民大敗ショックを和らげる役割を果たしたのである。

問題はこれからである。安倍首相をはじめ政権中枢は長期政権から生じた「おごり」に国民の反発が強まったという認識を示し、今後は経済政策を重点に置く姿勢に変える話が急浮上してきている。しかし、緩やかな景気回復、企業収益堅調、人手不足の深刻化などの経済実勢のもとで、国民の信頼回復、支持率回復につながるような経済政策を打ち出せるのか、問題は単純ではない。

安倍政治を変える都議会選挙の結果

証 券

日経平均が2万円の節目を超え、次はその定着だという期待が高まりつつあるところへ、シヨックなイベント結果が飛び込んできた。東京都議会選挙で自民党が史上最低の議席数へと大敗した一方、小池知事が急ごしらえした都民ファーストの会がいきなり第1党に躍り出て、連携する公明党と合わせると過半数を優に超える勢力となったことだ。

日本の人口の1割を占める東京都の都議会選挙は国政選挙に匹敵する重みがあるとされる。

その動向は、国政の方向性を先取りする傾向があるからだ。事前予想でも自民敗退、都民大躍進という構図はでき上がっていたが、結果はそれ以上の議席変動を実現した。これは安倍自民政権に対する批判の表れで、政権周辺に不祥事が相次いだことに都民の厳しい目が注がれた。

この結果を受け、安倍1強と称され、憲法改正発議に必要な勢力を擁して盤石にみえた安倍首相の地位が揺らぎ始めるのではないかという観測が一気に浮上

しかも、FRBが利上げを追求するなかで、先進各国では金融緩和の出口を模索する動きが強まってきている。日銀の異次元緩和政策の転換がまったく問題にならない日本経済が海外の金融政策に足並みを揃えられないとなると、円売り、債券売り、株売りといった攻撃を受けないとは限らない。今後の経済政策は慎重を要するのである。